

大阪歯科大学歯学部奨学金貸与規程（改正）

【現行】

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪歯科大学（以下「本学」という。）の歯学部学生が経済的な理由により修学が困難であり、若しくは困難になったと認められるときには、奨学金を貸与することを目的として、その貸与に関する必要な事項を定めるものとする。

（資金及び奨学金）

第2条 前条の目的を達成するために、学校法人大阪歯科大学（以下「法人」という。）に大阪歯科大学奨学資金（以下「資金」という。）を設定する。

2 前項の資金は、法人からの繰入金及び指定特別寄附金をもって充て、貸与する奨学金は、資金の果実をもって充てる。

（貸与の条件）

第3条 奨学金の貸与を受けようとする歯学部学生（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1) 学業成績が優れていること。

【改正】

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪歯科大学（以下「本学」という。）の歯学部学生が経済的な理由により修学が困難であり、若しくは困難になったと認められるときには、奨学金を貸与することを目的として、その貸与に関する必要な事項を定めるものとする。

（資金及び奨学金）

第2条 前条の目的を達成するために、学校法人大阪歯科大学（以下「法人」という。）に大阪歯科大学奨学資金（以下「資金」という。）を設定する。

2 前項の資金は、法人からの繰入金及び指定特別寄附金をもって充て、貸与する奨学金は、資金の果実をもって充てる。

（貸与の条件）

第3条 奨学金の貸与を受けようとする歯学部学生（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1) 学業成績が優れていること。

(2) 本学以外の団体から学資等の貸与を受けていないこと。

(3) 申込時までの学納金が延滞なく納付されていること。

(採用の申請手続)

第4条 奨学生として採用を志望する者は、毎年6月末日までに、「学内奨学生願書」(様式第1号)を教務学生課を経て、大阪歯科大学学長(以下「学長」という。)に提出するものとする。ただし、6月末日が土日祝日の場合は、前日までに提出するものとする。

(審査及び貸与金額の決定通知)

第5条 奨学生として願い出があった場合には、歯学部学生部委員会(以下「委員会」という。)は、第3条に定める貸与の条件について審査し、その採用の可否及び貸与額を内定して、その結果を学長に報告し、学長は学校法人大阪歯科大学理事長(以下「理事長」という。)に上申するものとする。

2 学長は、前項の報告があった場合、7月開催の大阪歯科大学歯学部主任教授会(以下「主任教授会」という。)の議を経て、貸与額を決定し、学長は理事長に上申するとともに奨学生採用申請者に通知するものとする。

(借用の手続)

第6条 貸与額の通知を受けた奨学生採用申請者は、「奨学金借用証書」(様式第2号)を教務学生課を経て、学長に提出するものとする。

2 奨学金借用証書には、連帯保証人2名の連署を必要とする。ただし、連帯保証人は、独立の生計を営む者で、教務学生課と常時連絡が可能であるものでなければならない。

(2) 本学以外の団体から学資等の貸与を受けていないこと。

(3) 申込時までの学納金が延滞なく納付されていること。

(採用の申請手続)

第4条 奨学生として採用を志望する者は、毎年9月末日までに、「学内奨学生願書」(様式第1号)を教務学生課を経て、大阪歯科大学学長(以下「学長」という。)に提出するものとする。ただし、9月末日が土日祝日の場合は、前日までに提出するものとする。

(審査及び貸与金額の決定通知)

第5条 奨学生として願い出があった場合には、歯学部学生部委員会(以下「委員会」という。)は、第3条に定める貸与の条件について審査し、その採用の可否及び貸与額を内定して、その結果を学長に報告し、学長は学校法人大阪歯科大学理事長(以下「理事長」という。)に上申するものとする。

2 学長は、前項の報告があった場合、10月開催の大阪歯科大学歯学部主任教授会(以下「主任教授会」という。)の議を経て、貸与額を決定し、学長は理事長に上申するとともに奨学生採用申請者に通知するものとする。

(借用の手続)

第6条 貸与額の通知を受けた奨学生採用申請者は、「奨学金借用証書」(様式第2号)を教務学生課を経て、学長に提出するものとする。

2 奨学金借用証書には、連帯保証人2名の連署を必要とする。ただし、連帯保証人は、独立の生計を営む者で、教務学生課と常時連絡が可能であるものでなければならない。

（授業料への充当）

第7条 奨学金の借用手続が完了し、交付された貸与金は、その年度の授業料に充当するものとする。ただし、貸与金で充当される金額を除く授業料が既に納付されていることを条件とする。

（異動の届出）

第8条 奨学金の貸付けを受けた借入人（以下「借入人」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、直ちにその異動の理由を証明できる書類又はその写しを添えて、異動届を教務学生課を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人の氏名及び現住所その他連帯保証人としての資格等重要な事項の変更
- (2) 連帯保証人の変更

（貸与の取消し）

第9条 学長は、委員会において第3条に定める貸与の条件に違背すると認められた者に対しては、主任教授会の議を経た上で、理事長に上申し、奨学金の貸与を取り消すことがある。

（返済期限等）

第10条 返済は、本学を卒業した月の翌月から起算して2年を経過した後7年以内に返済するものとし、その方法は、月賦によるものとする。また、いつでも繰上げ返済をすることができる。ただし、返済期限を過ぎた未返済貸与金については、利息として年2%を加算し返還

（授業料への充当）

第7条 奨学金の借用手続が完了し、交付された貸与金は、その年度の授業料に充当するものとする。ただし、期限までに学費を納入しない場合は、奨学金の貸付決定を取り消す。

（異動の届出）

第8条 奨学金の貸付けを受けた借入人（以下「借入人」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、直ちにその異動の理由を証明できる書類又はその写しを添えて、異動届を教務学生課を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人の氏名及び現住所その他連帯保証人としての資格等重要な事項の変更
- (2) 連帯保証人の変更

（貸与の取消し）

第9条 学長は、委員会において第3条に定める貸与の条件に違背すると認められた者に対しては、主任教授会の議を経た上で、理事長に上申し、奨学金の貸与を取り消すことがある。

（返済期限等）

第10条 返済は、本学を卒業した月の翌月から起算して2年を経過した後7年以内に返済するものとし、その方法は、月賦によるものとする。また、いつでも繰上げ返済をすることができる。ただし、返済期限を過ぎた未返済貸与金については、利息として年2%を加算し返

するものとする。

2 毎月の返済額については、借入総額を 84 で除した額とし、1 円未満の端数は切り捨てるものとし、その切り捨てた端数の返済は、最終返済月に加算するものとする。

3 前条により奨学金の貸与を取り消された場合又は奨学生が退学した場合には、貸与金は、その全額を直ちに返済しなければならない。

4 貸与金の返済は、原則として銀行口座振替によるものとし、繰り上げ返済等の場合は、本学が指定する方法によるものとする。

5 利息は日割り計算の上、月単位で賦課し、返済日に前月末日までの利息を徴収するものとする。

6 完済時については、完済日の前月末日までの利息を徴収し、完済日の属する月については利息を賦課しないものとする。

7 第 11 条第 1 項の事由により返済を猶予する場合は、猶予後の最終返済期限を経過した未返済貸付額につき利息を賦課する。

（返済猶予）

第 11 条 借入人が、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、次条の願い出によって、次項に定める期間、貸与金の返済を猶予することがある。

(1) 本学並びに他大学の大学院に在学している場合

(2) 災害又は疾病その他やむを得ない事由によって返済が著しく困難になった場合

2 前項第 1 号に該当する場合の返済猶予期限は、その在学期間とし、前項第 2 号に定める事由が生じた場合の返済猶予期間は、1 年とする。ただし、その返済猶予願い出の事由が継続する場合には、願い

還するものとする。

2 毎月の返済額については、借入総額を 84 で除した額とし、100 円未満の端数は切り捨てるものとし、その切り捨てた端数の返済は、最終返済月に加算するものとする。

3 前条により奨学金の貸与を取り消された場合又は奨学生が退学した場合には、貸与金は、その全額を直ちに返済しなければならない。

4 貸与金の返済は、原則として銀行口座振替によるものとし、繰り上げ返済等の場合は、本学が指定する方法によるものとする。

5 利息は日割り計算の上、月単位で賦課し、返済日に前月末日までの利息を徴収するものとする。

6 完済時については、完済日の前月末日までの利息を徴収し、完済日の属する月については利息を賦課しないものとする。

7 第 11 条第 1 項の事由により返済を猶予する場合は、猶予後の最終返済期限を経過した未返済貸付額につき利息を賦課する。

（返済猶予）

第 11 条 借入人が、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、次条の願い出によって、次項に定める期間、貸与金の返済を猶予することがある。

(1) 本学並びに他大学の大学院に在学している場合

(2) 災害又は疾病その他やむを得ない事由によって返済が著しく困難になった場合

2 前項第 1 号に該当する場合の返済猶予期限は、その在学期間とし、前項第 2 号に定める事由が生じた場合の返済猶予期間は、1 年とする。ただし、その返済猶予願い出の事由が継続する場合には、願い出

出により、5 年を限度として 1 年ごとに延長することができる。

（返済猶予願い出の手続）

第 1 2 条 貸与金の返済猶予を受けようとする者は、返済猶予事由を証明できる書類を添付して、「貸与金返済猶予願」（様式第 3 号）を本学経理課を経て、学長に提出し、学長は理事長に上申するものとする。

（返済猶予の決定及び通知）

第 1 3 条 貸与金返済猶予の願い出があった場合に、委員会はその実情を調査して、返済猶予の可否を審査し、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告があった場合には、主任教授会の議を経て、返済の猶予を決定し、理事長に上申するとともに貸与金返済猶予願出者に通知するものとする。

（死亡又は心身障害等による返済の免除）

第 1 4 条 借入人及び連帯保証人の両者が死亡した場合又は両者が精神若しくは身体の障害等により未返済貸与金の返済が不能となった場合においては、「貸与金返済免除申請書」（様式第 4 号）の提出に基づき、その返済を免除することがある。

2 前項の申請があった場合には、委員会はその実情を調査して、返済免除の可否及び免除額を審査し、その結果を学長に報告し、学長は理事長に上申するものとする。

3 学長は、前項の報告があった場合には、主任教授会の議を経て、返済免除を決定し、貸与金返済免除申請者に通知するものとする。

により、5 年を限度として 1 年ごとに延長することができる。

（返済猶予願い出の手続）

第 1 2 条 貸与金の返済猶予を受けようとする者は、返済猶予事由を証明できる書類を添付して、「貸与金返済猶予願」（様式第 3 号）を本学経理課を経て、学長に提出し、学長は理事長に上申するものとする。

（返済猶予の決定及び通知）

第 1 3 条 貸与金返済猶予の願い出があった場合に、委員会はその実情を調査して、返済猶予の可否を審査し、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告があった場合には、主任教授会の議を経て、返済の猶予を決定し、理事長に上申するとともに貸与金返済猶予願出者に通知するものとする。

（死亡又は心身障害等による返済の免除）

第 1 4 条 借入人及び連帯保証人の両者が死亡した場合又は両者が精神若しくは身体の障害等により未返済貸与金の返済が不能となった場合においては、「貸与金返済免除申請書」（様式第 4 号）の提出に基づき、その返済を免除することがある。

2 前項の申請があった場合には、委員会はその実情を調査して、返済免除の可否及び免除額を審査し、その結果を学長に報告し、学長は理事長に上申するものとする。

3 学長は、前項の報告があった場合には、主任教授会の議を経て、返済免除を決定し、貸与金返済免除申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成元年 6 月 5 日から施行する。
(大阪歯科大学奨学規程及び大阪歯科大学奨学規程細則の廃止)
- 2 大阪歯科大学奨学規程及び大阪歯科大学奨学規程細則は、廃止する。
(規程の改正等)
- 3 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日に改正した。
- 4 この規程は、平成 22 年 2 月 25 日に改正した。
- 5 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の第 2 条 3 項(削除)、第 10 条 1 項、第 11 条 1 項 1 号は平成 21 年度 4 月入学者から適用するものとする。
- 6 この規程は、平成 23 年 10 月 27 日に改正した。
- 7 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に改正した。
- 8 この規程は、平成 29 年 1 月 26 日に改正した。
- 9 この規程は、2017 年 4 月 1 日に改正した。
- 10 この規程は、2020 年 2 月 27 日に改正した。ただし、改正後の第 10 条第 5 項から第 7 項までについては、2009 年度 4 月入学者から適用するものとする。
- 11 この規程は、2020 年 4 月 1 日に改正した。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成元年 6 月 5 日から施行する。
(大阪歯科大学奨学規程及び大阪歯科大学奨学規程細則の廃止)
- 2 大阪歯科大学奨学規程及び大阪歯科大学奨学規程細則は、廃止する。
(規程の改正等)
- 3 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日に改正した。
- 4 この規程は、平成 22 年 2 月 25 日に改正した。
- 5 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の第 2 条 3 項(削除)、第 10 条 1 項、第 11 条 1 項 1 号は平成 21 年度 4 月入学者から適用するものとする。
- 6 この規程は、平成 23 年 10 月 27 日に改正した。
- 7 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に改正した。
- 8 この規程は、平成 29 年 1 月 26 日に改正した。
- 9 この規程は、2017 年 4 月 1 日に改正した。
- 10 この規程は、2020 年 2 月 27 日に改正した。ただし、改正後の第 10 条第 5 項から第 7 項までについては、2009 年度 4 月入学者から適用するものとする。
- 11 この規程は、2020 年 4 月 1 日に改正した。
- 12 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項は 2023 年度より新規返済する者から適用する。